

# 一般社団法人日本猟用資材工業会

## 定 款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本猟用資材工業会（英文名 Sporting Arms and Ammunition Manufacturers Association Japan. 略称 SAAMA-JAPAN）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、猟用資材の安全性を基調とする品質性能の向上を通じて、その健全な生産及び流通と貿易の拡大を図ると共に、猟用資材による事故防止施策並びに環境汚染対策等への協力をを行い、国民の文化スポーツの向上、自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 猟用資材の生産、流通、貿易及び使用消費に関する調査
- (2) 猟用資材の生産に係る企業経営、技術の高度化に関する研究及び指導
- (3) 猟用資材に関する安全基準、構造規格等の作成及び普及の推進
- (4) 猟用資材の安全性の確保措置等に係る行政施策の実施に対する協力
- (5) 猟用資材に係る安全、保安に関する広報
- (6) 猟用資材を使用するスポーツの振興に関する援助、協力
- (7) 狩猟用鳥類の増殖、野生化等に関する研究、援助、協力
- (8) 国際銃砲検定協会連合等猟用資材に係る海外の機関団体との連絡、提携
- (9) 猟用資材に係る国内の機関・団体との連絡、提携
- (10) その他前条の目的を達成するため必要な事業

2 前項の事業については、日本全国で行なうものとする。

(剰余金)

第5条 この法人は、剰余金の分配はできない。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(用語の定義)

第7条 この定款において「猟用資材」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 猟銃及び同部品

- (2) 空気銃(ガス銃を含む)及び同部品
- (3) 狩猟用・射撃用実包、空砲、空気銃弾及び同部品
- (4) その他スポーツ射撃用機器等

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第8条 この法人は次の会員により構成する。

- (1) 正会員 猟用資材の製造事業(修理を含む)または販売事業を行う者で、この法人の目的に賛同して入会した法人
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同するため入会した個人または法人

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第9条 この法人の正会員または賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申込をし、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、社員総会において定める入会金及び会費規程(以下会費規程という)に基づき入会金及び正会員会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、前項の会費規程に基づき入会金及び賛助会員会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款またはその他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、若しくは会員である法人が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

## 第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 この法人の社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎年度1回5月に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、招集の請求があったとき。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 前条第3項第2号による場合、会長は請求のあった日から6週間以内の日を社員総会の日とする総会招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、2週間前までに日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面をもって正会員に通知を発しなければならない。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 社員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席により成立する。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使)

第22条 社員総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決し、または他の正会員を代理人として議決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第23条 理事または正会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2人以上が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に定める代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 会長及び専務理事は、職務の執行状況を毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事会に出席し、必要であると認めるときは意見を述べなければならない。

5 監事は、前3項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求することができる。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする、招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

6 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めたものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告しなければならない。

7 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

8 その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第25条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める役員報酬・退職慰労金規程に従って定めた額を支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第33条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は学識経験者のうちより、任期を定め、たうえで理事会の同意を得て、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営、業務の遂行に関し、会長の諮問に答え又は意見を具申する。

## 第6章 理事会

(構成)

第34条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第28条第5項により監事から会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 前条第2号により理事から会長に招集請求があったにもかかわらず、その請求があった日から5日以内にその請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした理事が招集することができる。

3 第28条第5項但し書きによる場合は監事が招集する。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受け、定時社員総会で報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を定時社員総会の日から5年間主たる事務所に備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。
- 3 第1項の定時社員総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより貸借対照表の公告を行う。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第44条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第45条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の処分）

第46条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国もしくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

## 第9章 情報公開

（情報公開）

第47条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める「情報公開規程」による。

（公告）

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事(会長)は塩谷和夫とし、この法人の最初の業務執行理事(専務理事)は遠藤秋雄とする。



- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本猟用資材工業会の諸規程等は、一般社団法人日本猟用資材工業会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。